

平成 29 年度における専門医養成に向けた関係者の役割（案）

第 2 回専門医養成の在り方に関する専門委員会において示された委員長私案を踏まえ、平成 29 年度の専攻医偏在や地域医療の混乱を防ぐため、関係者の役割を次のとおりとしてはどうか。

なお、平成 30 年度以降における専門医養成の在り方については、専門委員会において今後議論することとする。

(1) 専門委員会

平成 29 年度における専攻医定員枠の設定

- ① 平成 29 年度における診療領域別、都道府県別、プログラム別の専攻医定員枠について、過去 3 年間の採用実績に基づき、研修医の希望状況調査を踏まえて設定
- ② プログラム別の専攻医定員枠に関する都道府県からの増員要望（→(2)③）について、領域研修委員会で調整をしてもなお検証が必要な場合に、個別に領域研修委員会から事情を聴取した上で調整

(2) 各都道府県の協議会

研修施設の確認及び改善要望の取りまとめ

- ① 日本専門医機構から提供されたプログラム申請情報、領域研修委員会が行った審査・調整情報等を踏まえ、地域医療確保の観点から必要な施設が漏れていないか確認し、施設の追加要望を各領域研修委員会に提出
- ② 管内の連携施設から、ローテート期間等のローテート方針、指導医配置の方針等に関する改善要望を取りまとめて各領域研修委員会に提出
- ③ 地域枠医師の受入れ等に追加的に必要となるプログラム別定員枠の増員要望を取りまとめて各領域研修委員会に提出

(3) 各領域研修委員会・学会

プログラムの調整・実質的認定

- ① 各都道府県から提出された研修施設の追加の調整（→(2)①）
- ② 各都道府県から提出されたローテート方針等に関する改善要望の調整（→(2)②）
- ③ 各都道府県から提出されたプログラム別定員枠の増員要望の調整（→(2)③）
- ④ 各プログラムの実質的な認定（認定原案の作成）

(4) 日本専門医機構

研修医の希望調査、プログラムの認定

- ① 研修医の希望状況を調査し、専門委員会・各領域研修委員会へ情報提供
- ② 各プログラムの条件付き認定（領域研修委員会で実質的に認定されたものの認定手続）